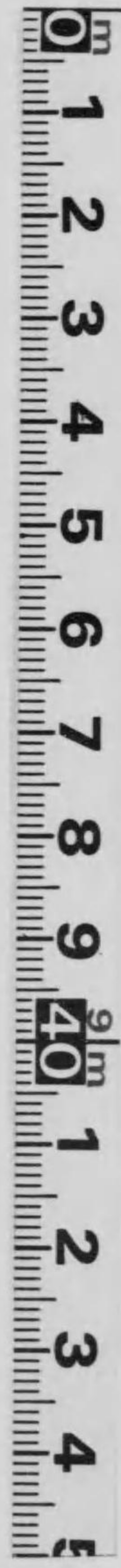


97
392

大正二年
帝國學士院一覽



始



95
372

大正二年

帝國學士院一覽

帝國學士院一覽

目次

第一	沿革畧	一頁
第二	帝國學士院規程	一一頁
第三	帝國學士院會則	一七頁
第四	帝國學士院學術獎勵金特別會計法	二三頁
第五	帝國學士院學術獎勵金特別會計規則	二五頁
第六	帝國學士院授賞規則	二七頁
第七	恩賜賞ニ關スル決議	三四頁
第八	寄付金ヲ以テスル賞ニ關スル決議	三四頁
第九	出版ニ關スル決議	三五頁
第十	帝國學士院記事及別冊ノ出版ニ關スル決議	三七頁
第十一	學術研究費補助ニ關スル決議	三八頁

大正
2. 11. 27
内交

第十二	學術獎勵金	四〇頁
第十三	役員	四一頁
第十四	會員	四二頁
第十五	事業擔當會員及囑託員	四七頁
第十六	學術研究費補助員	四九頁
第十七	帝國學士院前役員	五〇頁
第十八	帝國學士院前會員及前客員	五一頁
第十九	元東京學士會院役員	五三頁
第二十	元東京學士會院會員及客員	五五頁
第二十一	論文	六〇頁
第二十二	出版	六四頁
第二十三	受賞者	六四頁
第二十四	明治四十四年七月五日恩賜賞授與式ニ於ケル菊池院長ノ演述	六六頁

帝國學士院一覽

第一 沿革畧

帝國學士院ノ元ト東京學士會院ト稱セリ今其起原沿革ヲ略叙スレハ
 明治十一年十二月文部卿西郷從道當時文部省雇顧問タリシ米人モルレ
 一氏ノ建議ニ由リ學士會院ヲ設クルノ必要ナルヲ認
 メ乃チ東京學士會院規則大意及選舉案ヲ西周加藤弘
 之神田孝平津田真道中村正直福澤諭吉箕作秋坪ノ七
 名ニ諮詢シテ其協賛ヲ得テ之ヲ創設スルニ至レリ
 文部大輔田中不二麿(文部卿)右西周以下ノ七名ヲ東京
 學士會院ノ會員ニ選舉シ其報帖ヲ交付シ文部省内修
 文館ヲ假用シテ東京學士會院ヲ置ク

同十二年一月

明治十一年十二月

四十年	七月	出版ニ關スル決議及學術研究費補助ニ關スル決議ヲ議定ス
同 年	十一月	文部大臣ノ認可ヲ經テ會則ヲ追加ス
同 年	同 月	出版ニ關スル決議ヲ修正ス
同 年	十二月	帝國學士院紀事出版ニ關スル第二部決議ヲ議定ス
同 年	六月	伊能忠敬測地事蹟調査ノ件ヲ議決シ同年八月ヨリ着手ス
同 年	一月	燃藜室記述調査ノ件ヲ議決シ同年同月ヨリ着手ス
同 年	同 月	羅馬法ニ關スル書籍翻譯出版ノ件ヲ議決ス
同 年	三月	ライプチヒ大學創立五百年祝賀式へ祝文ヲ贈ルコト及同祝賀式へ本院會員代表者ヲ參列セシムルコトヲ議決ス

同 年	三月	假名遣及假名字體沿革史料出版成リ須要ニ應シ配付ス
同 年	六月	會員文學博士中島力造へ本院會員代表者トシテライプチヒ大學創立五百年祝賀式參列ヲ委囑ス
同 年	同 月	院長幹事部長任期滿了ニ付改選ヲ行ヒ院長ニ理學博士男爵菊池大麓幹事ニ法學博士宮崎道三郎第一部々長ニ法學博士穗積陳重(再選)第二部々長ニ工學博士古市公威當選シ同月文部大臣ノ認可ヲ經七月就任ス
同 年	四月	會員理學博士櫻井錠二羅馬府ニ於ケル第四回萬國學士院聯合大會へ委員トシテ參列ノ件議決ス
同 年	五月	會員醫學博士三浦謹之助へ本院會員代表者トシテベルリン大學創立百年祝賀式參列ヲ委囑ス

同
十三年

七月

左ノ御沙汰書ヲ拜受ス

帝國學士院

八

同
同
十四年

十月

文部大臣ノ認可ヲ經テ本院授賞規則ヲ定ム

同
十四年

三月

法律第三十八號ヲ以テ帝國學士院學術獎勵金特別會

計法ヲ發布セラル

勅令第六十九號ヲ以テ帝國學士院學術獎勵金特別會

開食特ニ賞典資トシテ本年ヨリ十箇年間年々金貳千圓下賜候事

明治四十三年七月五日 宮 内 省

同
同
年
年

計規則ヲ發布セラル

日英博覽會本院出品物ニ對シ賞狀並賞牌ヲ受領ス

會員理學博士大森房吉へ本院會員代表者トシテ「ブレ

スラウ」大學創立百年祝賀式參列ヲ委囑ス

理學博士木村榮ニ恩賜賞ヲ授與ス

男爵三井八郎右衛門ヨリ本院第二部ニ屬スル學術研

究獎勵ノ爲及男爵岩崎久彌ヨリ學術研究獎勵ノ爲各

向フ十箇年間毎年壹千圓ツ、合計各壹萬圓寄附致度

旨申出アリテ之ヲ受諾スルコトニ議決ス

出版ニ關スル決議ヲ修正ス

帝國學士院紀事出版ニ關スル第二部決議ヲ廢シ更ニ

九

同
同
年
年

十一月

帝國學士院紀事及別冊ノ出版ニ關スル決議ヲ議定ス

同
同
年
年

十二月

帝國學士院紀事及別冊ノ出版ニ關スル決議ヲ議定ス

同四十五年	三月	帝國學士院紀事ヲ發行ス
同十五年	五月	法學博士文學博士有賀長雄、富士川游、平瀬作五郎、池野成一郎へ各恩賜賞ヲ工學博士藥學博士高峯讓吉へ帝國學士院賞ヲ授與ス
同	六月	院長幹事部長任期滿了ニ付改選ヲ行ヒ各前任者當選シ同年七月文部大臣ノ認可ヲ經就任ス
大正元年	十月	工學博士藥學博士高峯讓吉ヨリ學術研究獎勵ノ爲金五千圓寄附致度旨申出アリテ之ヲ受諾スルコトニ議決ス
同	十二月	男爵住友吉左衛門ヨリ學術研究獎勵ノ爲向フ十箇年間毎年壹千圓ツ、合計壹萬圓寄附致度旨申出アリテ之ヲ受諾スルコトニ議決ス

同二年	四月	會員理學博士坪井正五郎露都ニ於ケル第五回萬國學士院聯合大會へ委員トシテ參列ノ件議決ス
同	六月	帝國學士院第一部論文集ヲ發行ス
同	七月	村岡良弼醫學博士上阪熊勝へ各恩賜賞ヲ理學博士五島清太郎、近藤基樹へ各帝國學士院賞ヲ授與ス
同	同年同月	法學博士宮崎道三郎幹事辭任ニ付補缺選舉ヲ行ヒ理學博士櫻井錠二當選シ同年七月文部大臣ノ認可ヲ經就任ス

第二 帝國學士院規程

勅令第四百四十九號 (明治三十九年六月十二日)
帝國學士院規程

第一條 帝國學士院ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ學術ノ發達ヲ圖リ教化ヲ稗補スルヲ以テ目的トス

第二條 帝國學士院會員ハ帝國學士院ニ於テ碩學中ヨリ推選シ勅旨ヲ以テ之ヲ命ス

第三條 外國人ニシテ帝國ニ於ケル學術ノ發達ニ關シ特別ノ功勞アル者ハ帝國學士院ニ於テ之ヲ客員ト爲スコトヲ得

第四條 帝國學士院ハ左ノ二部ニ分チ會員ハ各專攻ノ學科ニ依リテ之ニ分屬ス

第一部 文學及社會的諸學科

第二部 理學及其ノ應用諸學科

第五條 帝國學士院會員ノ定員ハ六十人トス

第六條 帝國學士院ハ會議ヲ開キ學術及教化ニ關スル事項ヲ審議ス

會議ハ總會及部會トス

第七條 帝國學士院會員ハ專攻ノ學科ニ付論文ヲ提出シ又ハ報告ヲ爲スモノトス

第八條 帝國學士院ハ學術ニ關スル論文、考案、資料等ヲ募集スルコトヲ得

第九條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於ケル學術上ノ團體ト共同シテ研究ヲ爲シ又ハ其會員トナルコトヲ得

第十條 文部大臣ハ學術及教化ニ關スル事項ニ付帝國學士院ニ諮詢スルコトヲ得

第十一條 帝國學士院ハ少クトモ毎年一回院務ニ關スル報告書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

第十二條 帝國學士院ニ院長一人幹事一人及部長二人ヲ置ク

院長及幹事ハ總會ニ於テ部長ハ部會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ互選シ
文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

院長幹事及部長ノ任期ハ三年トス

第十三條 院長ハ院務ヲ總理シ總會ニ於テ其ノ議長ト爲ル

院長事故アルトキハ幹事其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ院長ノ指揮ヲ受ケ院務ヲ掌理ス

部長ハ院長ノ指揮ヲ受ケ部務ヲ掌理シ部會ニ於テ其ノ議長ト爲ル

第十四條 院長幹事及部長ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十五條 滿六十歳以上ノ會員ニハ特ニ年金ヲ給スルコトヲ得

第十六條 帝國學士院ニ書記四人ヲ置キ文部省所屬ノ判任官ヲ以テ
之ニ充ツ

書記ハ院長幹事及部長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十七條 學術上ノ調査ノ爲會員中ニ於テ擔當者ヲ定メタルトキハ
手當ヲ給スルコトヲ得

第十八條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ會則ヲ定ムルコトヲ
得

附 則

第十九條 東京學士會院規程及東京學士會院規程補則ハ之ヲ廢止ス

第二十條 本令施行ノ際東京學士會院會員及客員タル者ハ本令ノ規
定ニ依リ帝國學士院會員及客員タル者トス

第二十一條 東京學士會院規程第五條ニ依リテ年金ヲ受クル者ハ本
令施行ノ後仍同額ノ年金ヲ受ク

第二十二條 本令ノ規定ニ依リ帝國學士院長ノ就任スルニ至ル迄ハ

元東京學士會院會長ニ於テ幹事及部長ノ就任スルニ至ル迄ハ元東京學士會院幹事ニ於テ其ノ職務ヲ行フヘシ

(參照) 勅令第二百六十四條 (明治二十三年十月二十五日官報)

東京學士會院規程

第一條 東京學士會院ハ學藝ノ品位ヲ高クシ以テ教化ノ裨補ヲ謀ランカ爲ニ設クル所ニシテ文部大臣ノ管轄ニ屬ス

第二條 東京學士會院ハ著徳碩學ノ中ヨリ選出セラレタル會員ヲ以テ組織ス其選出ノ方法及人員左ノ如シ

- 一 帝室ノ特選ニ依ル會員十五名
- 一 會員ノ推選ニ依ル會員二十五名

會員ノ推選ニ依ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ經ルヲ要ス

第三條 東京學士會院會員ハ各自專攻ノ學科ニ就キ論說ヲ述ヘ又學藝及教化ニ關スル事項ニ就キ報告スルモノトス

第四條 東京學士會院ハ學藝及教化ニ關スル事項ニ就キ文部大臣ヨリ諮問アルトキハ審議復申スルモノトス又會員各自意見アルトキハ會院ニ於テ審議シ文部大臣ニ開陳スルコトヲ得

第五條 東京學士會院會員ハ滿六十歳以上ノ者十名以内ヲ限リ特ニ各年金三百圓ヲ賜フコトアルヘシ

第六條 東京學士會院ニ會長一人幹事二人ヲ置ク

會長幹事ハ會員ノ互選ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム其任期ハ各一年トス但再選セラルトトテ得トキハ幹事ノ内一人ヲ指定シテ其職務ヲ代理セシム

幹事ハ會長ヲ補佐シテ院務ヲ掌理ス

第八條 削除 (二十六年勅令第五十九號ヲ以テ削除)

第九條 東京學士會院ニ書記二人ヲ置キ文部屬ヲ以テ之ニ兼補ス書記ハ會長及幹事ニ屬シテ庶務ニ従事ス

第十條 東京學士會院ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ會則ヲ設クルコトヲ得

勅令第十七號 (明治二十八年三月八日官報) 東京學士會院規程補則

外國ノ著徳碩學ニシテ特ニ帝國ニ對シ功勞アル者ハ會員ノ推選ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ客員ト爲スコトヲ得

第三 帝國學士院會則

第一條 帝國學士院會員ノ定員ハ各部三十人トス

(明治三十九年七月一日議決同年同月四日文部大臣認可
同年十二月十二日改正議決同年同月十九日文部大臣認可
同四十年十一月十二日追加議決同年同月廿二日文部大臣認可)

第二條 會員ヲ推選セントスルトキハ當該部會ニ於テ投票ヲ以テ先ツ候補者ヲ豫選シ其ノ最多數ヲ得タル者三人ヲ以テ候補者トス候補者ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テハ補缺豫選ヲ行フ候補者ニ付キ當該部會ニ於テ決選投票ヲ行ヒ部會員三分二以上ノ多數ヲ得タル者ヲ當選者トシ總會ノ認可ヲ經テ之ヲ會員ニ推選ス前項ノ多數ヲ得タル者ナキトキハ更ニ決選投票ヲ行ヒ尙ホ當選者ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テハ候補者ノ改選ヲ行フ

第三條 候補者ノ豫選及會員ノ推選ハ少クトモ三週間以前院長ヨリ之ヲ各會員ニ通知ス

第四條 客員ヲ推舉セントスル者ハ當該部會員五人以上ノ賛成ヲ得テ部會ニ發議スルコトヲ得

客員ノ選定ニ關シテハ第二條第三項及第三條ノ規定ヲ準用ス

第五條 院長幹事及部長ノ選舉ハ最多數ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

院長幹事及部長ハ六月ニ之ヲ選舉シ七月ニ至テ就任ス

第六條 投票ハ總テ無記名トス

病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出席スルコト能ハサル者ハ封書ヲ以テ投票スルコトヲ得

第七條 第二條第一項及第五條第一項ノ場合ニ於テ投票同數ナルトキハ年長者ヲ以テ當選者トス

第八條 總會ハ院長部會ハ部長之ヲ召集ス

通常總會ハ毎月一回之ヲ開ク但シ八九兩月ハ開會セス

院長ノ見込ニ依リ又ハ會員五人以上ノ請求アルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第九條 總會及部會ハ在東京會員ノ三分一以上ニ相當スル出席員アルニアラサレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

議決ハ出席員ノ過半数ニ依ル

第十條 總會及部會ノ議長ハ議決ノ數ニ加ラス但シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十一條 帝國學士院規程第七條ノ論文ノ提出及報告ハ總會又ハ部會ニ於テ之ヲ爲スヘシ

帝國學士院會員ニ非サル者ノ論文又ハ報告ハ會員之ヲ紹介シテ總會又ハ部會ニ提出スルコトヲ得

論文及報告ハ之ヲ印刷シテ學者學會學校等ニ配付スルコトアルヘシ

論文及報告ノ會議ハ傍聽ヲ許スコトアルヘシ

第十二條 總會又ハ部會ノ議決ニ依リ講演ヲ公開スルコトアルヘシ

第十三條 部ハ總會ノ認可ヲ得テ部則ヲ定ムルコトヲ得

第十四條 部會ノ開會及議決ハ部長ヨリ之ヲ院長ニ報告スヘシ

第十五條 院長ハ毎年一回總會ニ於テ前一年間ノ院務ノ要項ヲ會員ニ報告スヘシ

部長ハ毎年一回前一年間ノ部務ノ要項ヲ院長ニ報告スヘシ

第十六條 部長事故アルトキハ會員ノ一人ニ其ノ職務ヲ委託スルコトヲ得

附 則

第十七條 各部ニ於ケル會員ノ數二十五人ニ充ツルマテハ第二條及

第三條ノ規定ニ依ラス總會ニ於テ會員ニ推選スヘキ者ヲ選定ス

第十八條 院長幹事及部長ノ初回ノ選舉ハ明治三十九年七月ニ之ヲ

行フ

會則第九條ニ關スル決議

(大正元年十月十二日總會議決)

帝國學士院會則第九條第一項ハ總會又ハ部會ヲ開キ諸般ノ報告ヲ受ケ及學術上ノ論文ノ提出アルヲ妨ケス

(參照)

東京學士會院會則(明治二十三年十一月九日議決) 同年同月廿六日大日文部大臣認可

- 第一條 會長幹事ノ選舉並ニ會員ノ推選ハ投票ヲ以テス投票同數ナレハ年長ヲ取ル
- 第二條 會長幹事ハ毎年十二月ニ於テ改選シ翌年一月ヨリ就職スルモノトス
- 第三條 會長幹事ハ發案討論ヲ爲スコト都テ會員ニ同シ
- 會長幹事議長ノ任ニ當ルトキハ可否ノ數ニ加ハラス但可否同數ノ場合ニ於テハ議長之ヲ決ス
- 第四條 會長幹事ノ選舉並ニ會員ノ推選ハ在京會員ノ投票ヲ以テス但缺席者モ之ニ加ハルモノトス
- 第五條 會員ノ推選ハ先ツ在京會員ニテ投票シ其投票最多數ノ三名ヲ取テ再ヒ投票シ最多數ヲ得タル者一人ヲ以テ當選者ト定ム但最多數ト雖投票數五點以下ナルトキハ之ヲ棄却シ更ニ改選ヲ爲ス
- 第六條 會員中右三名共ニ不適任ト認ムルカ若クハ其學力人物等ヲ聞知セザルトキハ投票ヲ辭スルヲ得
- 第七條 投票ヲ辭シタル會員ノ數在京會員ノ三分一以上ニ登ルトキハ選舉ヲ行ハス更ニ改選ヲ爲ス
- 第八條 當選者會員タルコトヲ辭スル者アルトキハ更ニ改選ヲ爲ス

- 第九條 議事ノ可否ヲ決スルハ多數ニ依ル但在京會員二分一以上出席セザルトキハ可否ヲ決セス
- 第十條 會日ニハ講筵ヲ開キ公衆ノ參聽ヲ許スコトアルヘシ
- 第十一條 毎年一月ノ會日ニ於テ前會長前年ノ院務ノ要項ヲ報告ス
- 第十二條 會員ノ坐順變換ハ年二期(一月、七月)トシ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但新任者ハ該一期間末坐トス
- 第十三條 通常毎月(八九兩月)ヲ除ク第二日曜日ヲ以テ會日ト定ム但事宜ニヨリ會日ヲ變更シ或ハ臨時會ヲ開クコトアルヘシ
- 第十四條 演述ノ筆記並ニ院務ノ要項等ハ時々之ヲ刊行シテ會員ニ頒チ併セテ世ニ公ニス

第四 帝國學士院學術獎勵金特別會計法

法律第三十八號 (明治四十四年三月廿五日)

- 第一條 學術研究獎勵ノ爲帝國學士院學術獎勵金特別會計ヲ設置ス
- 第二條 本會計ハ帝室下賜金寄附金其他ノ收入ヲ以テ其歲入トシ學術研究獎勵ノ爲ニ要スル支出ヲ以テ其歲出トス
- 第三條 本會計ハ學術研究獎勵ノ爲有價證券ノ寄附ヲ受ケ之ヲ保有

スルコトヲ得

第四條 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託スルコトヲ得

第五條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 學術研究獎勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

第七條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

第五 帝國學士院學術研究獎勵金特別會計規則

勅令第六十九號 (明治四十四年三月三十一日)

第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ有價證券明細書ヲ添付スヘシ

第二條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三條 預金ノ寄託及拂出ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高

ト爲シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス
第五條 各年度ノ歳出ニ屬スル仕拂命令ヲ發スルハ毎年度三月三十
一日限リトス

第六條 歳入ヲ徴收スル官吏ハ其ノ徴收簿ノ結果ニ依リ毎月徴收報
告書ヲ調製シ参照書類ヲ添へ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之
ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條 大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備へ歳入ノ豫算額確定額收入濟
額不納缺損額收入未濟額歳出ノ豫算額豫算決定後増加額仕拂元受
高仕拂命令濟額殘額ヲ登記スヘシ

第八條 歳入ヲ徴收スル官吏ハ徴收簿ヲ備へ歳入ノ豫算額確定額收
入濟額不納缺損額收入未濟額ヲ登記スヘシ

第九條 金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備へ支出簿ニハ

歳出ノ豫算額仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高差引簿ニハ仕
拂元受高仕拂命令受領濟額仕拂額ヲ登記スヘシ
第十條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス
附 則
本令ハ明治四十四年度ヨリ施行ス

第六 帝國學士院授賞規則

(明治四十三年十月十二日議決
同廿六日文部大臣認可)

第一條 帝國學士院ハ學術ノ研究ヲ獎勵スル爲本則ノ定ムル所ニ依
リ賞ヲ授ク

第二條 賞ハ特定ノ論文著書其ノ他特種ノ研究ニシテ其ノ成績卓絶
ナルモノニ對シテ之ヲ授ク

第三條 賞ハ賞牌又ハ賞金トス但シ賞牌及賞金ハ併セテ之ヲ授クルコトヲ得

賞牌ノ制式ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 賞ハ帝國學士院會員ニ非サル者ニ之ヲ授ク

第五條 賞ヲ授クルハ推薦又ハ募集ニ依ル

第六條 帝國學士院會員授賞ノ推薦ヲ爲サムトスルトキハ毎年十一月其ノ所屬ノ部會ニ其ノ提議ヲ爲スヘシ

前項ノ提議ニハ當該部會員三人以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第七條 部會ニ於テ論文等ヲ審査ニ付スヘキモノト議決シタルトキハ審査委員ヲ定ムヘシ

部會ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ部ニ屬スル會員ニ審査委員ヲ囑託スルコトヲ得

第八條 審査委員ノ議決ハ多數決ニ依ル但シ審査委員ハ部會ニ於テ各其ノ意見ヲ述フルコトヲ妨ケス

第九條 審査委員ハ書面ヲ以テ審査ノ經過及結果ヲ部會ニ報告スヘシ

第十條 部會ニ於ケル擬賞ノ議決ニハ投票總數三分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ擬賞ノ議決アリタルトキハ部長ハ審査報告書其ノ他擬賞ニ關スル一切ノ事項ヲ總會ニ提出シ其ノ議決ヲ經ヘシ

第十二條 擬賞ノ議決ヲ爲スニハ部長又ハ院長ニ於テ少クトモ三週間以前會議ノ目的ヲ會員ニ通知スヘシ

第十三條 擬賞ノ議決ニ付テハ投票ハ總テ無記名トス

病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出席スルコト能ハサル者ハ封書ヲ以テ投票スルコトヲ得

第十四條 論文ヲ募集スル場合ニ於テ其ノ都度部會ニ於テ募集ニ關スル事項ヲ定メ總會ノ議決ヲ經ヘシ

總會ノ議決アリタルトキハ帝國學士院募集ノ條件ヲ公示ス

第十五條 論文ノ募集了リタルトキハ部會ニ於テ審査委員ヲ定ムヘシ

第十六條 第七條第二項及第八條乃至第十三條ノ規定ハ論文募集ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 賞ヲ受ケタル者ハ受賞ノ目的タル論文又ハ著書ニ其ノ旨ヲ表示スルコトヲ得

第十八條 賞ヲ受クヘキ者授賞推薦ノ提議アリタル後又ハ論文ノ募

集ニ應シタル後死亡シタル場合ニ於テハ帝國學士院ハ授賞ノ旨ヲ公示シ且其ノ者ニ授クヘキ賞ノ處分ヲ定ム

附則

第六條ノ規定ニ依リ明治四十三年十一月ニ爲スヘキ授賞推薦ノ提議ハ同四十四年三月之ヲ爲スコトヲ得

式樣記賞及牌賞
牌賞賞賜恩



牌賞賞院士學國帝



三 之 分 四 尺 縮

其一

賞記

帝國學士院ハ何誰ノ
何々ニ對シ本院授賞
規則第二條ニ依リ茲
ニ恩賜賞牌及賞金
ヲ授與ス

院
年
月
日
印

院長位勳爵氏名花押

割印
番號

其二

賞記

帝國學士院ハ何誰ノ何々
ニ對シ本院授賞規則第二
條ニ依リ茲ニ帝國學士院
賞牌及賞金ヲ授與ス

院
年
月
日
印

院長位勳爵氏名花押

割印
番號

第七 恩賜賞ニ關スル決議

- 一 皇室ノ御下賜金ヲ以テスル賞ハ他ト區別スルコト
- 二 右賞ノ數ハ毎年第一部第二部各一個トシ場合ニ依リ二個ニ等分
スルコトヲ得若シ其年度内ニ授與シ了ラサルモノアルトキハ之ヲ
遞次繰越シ授與スルモ差支ナキコト
- 三 右賞ハ賞牌ニ賞記及賞金ヲ添ヘテ之ヲ授クルコト

(右明治四十四年二月十二日總會議決)

- 一 皇室ノ御下賜金ヲ以テスル賞ノ名稱ハ恩賜賞トスルコト

(右明治四十四年四月十二日總會議決)

第八 寄附金ヲ以テスル賞ニ關スル決議

(明治四十四年十一月十二日總會議決
同四十五年五月十二日總會修正議決)

- 一 男爵三井八郎右衛門ヨリノ寄附金ヲ以テスル賞ハ第二部ニ於テ
毎年其數ヲ一個トシ男爵岩崎久彌ヨリノ寄附金ヲ以テスル賞ハ第
一部第二部各隔年ニ一個トス但シ場合ニ依リテハ部ニ於テ之ヲ分
チ貳個以上ノ賞トスルコトヲ妨ケス
- 二 受賞者ナキトキハ之ニ對スル賞金ヲ當該部ニ於テ遞次翌年度ニ
繰越シ之ヲ授與スルコトヲ得
- 三 賞ハ賞牌ニ賞記及賞金ヲ添ヘテ之ヲ授ク
- 四 二人以上共同ノ事業ニ對シテハ賞記ニ其旨ヲ記シ各自ニ之ヲ授
ク但シ賞金ハ分割セサルコトアルヘシ

第九 出版ニ關スル決議

明治四十年七月十二日總會議決
同年十一月十二日總會修正議決
同四十四年十一月十二日總會修正議決

- 一 毎年一回年報ヲ刊行シテ院務ノ報告ヲ登載スヘシ
- 二 帝國學士院規程第七條第八條及帝國學士院會則第十一條第二項第十二條ニ依ル論文報告講演等ハ帝國學士院紀事又ハ別冊トシテ之ヲ刊行スルコトヲ得
- 三 圖書又ハ論文ヲ編纂校訂翻譯若クハ謄寫セシメ又ハ之ヲ出版スルコトヲ得
- 四 第二項ニ掲ケタル論文報告及講演ヲ帝國學士院紀事又ハ別冊以外ニ掲載セントスルトキハ院長ノ許可ヲ經ルコト要ス

第十 帝國學士院紀事及別冊ノ出版ニ

關スル決議

(明治四十年十二月十二日部會議決
同四十四年十二月十二日總會修正議決)

- 一 帝國學士院紀事ハ集會ノ錄事及會員ノ提出セル論文報告書等ヲ登載ス
- 二 長編ノ論文報告書等ハ別冊トシテ隨時刊行シ其概要ヲ紀事ニ登載ス
- 三 會員ニ非サル者ノ論文報告書等ニシテ會員ノ紹介ニ依リ提出セラレタルトキハ之ヲ紀事又ハ別冊ニ掲クルコトアルヘシ
- 四 既ニ他ニ出版セル論文報告書等ハ之ヲ紀事又ハ別冊ニ登載セス但其概要ヲ抄録スルハ此限ニアラス
- 五 出版委員五名ヲ置キ出版ニ關スル事務ヲ委任ス

出版委員ハ論文報告書等ノ取捨節略ニ關シ疑アルトキハ之ヲ總會
又ハ部會ニ提出スルコトヲ得

六 出版委員ハ部ニ於テ各二名ヲ選出シ幹事ヲ以テ委員長トス
部選出ノ委員ハ其任期ヲ三箇年トス

第十一 學術研究費補助ニ關スル決議

(明治四十年七月
十二日總會議決)

- 一 會員ニシテ學術研究費ノ補助ヲ要スルコトアルトキハ研究ノ目
的ヲ明記シ之ニ要スル概算費目ヲ三月末日マテニ部長ニ申出ツヘ
シ
- 二 數人共同ノ研究ニ依ルトキハ主任者一名ヲ指定スルコトヲ要ス
部長ハ委員若干名ヲ指名シテ前項ノ申出ヲ審査セシムヘシ

部長ハ審査委員會ヲ召集シ其議長ト爲ル

審査委員會ノ決議ハ四月末日マテニ部長之ヲ院長ニ報告スヘシ

三 學術研究費各補助額ハ院長幹事及部長ノ役員會議ニ於テ案ヲ定
メ五月ノ總會ニ之ヲ提出スヘシ但緊急ノ場合ニ於テハ院長ハ前二
項ノ手續ニ依ラス部長ノ申請ニ因リ役員會議ニ於テ決定シ次回ノ
總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

四 學術研究費ノ補助ヲ受ケタル者ハ研究結了後直ニ其成績ヲ報告
スヘシ

研究數年ニ涉ル場合ニ於テハ毎年十二月末日マテニ研究進行ノ狀
況ヲ記載セル報告書ヲ部長ニ提出スヘシ

共同ノ研究ニ係ルトキハ主任者其手續ヲ爲スヘシ

五 補助ヲ受ケタル研究ノ成績報告書ニハ本院ヨリ研究費ノ補助ヲ

受ケタル旨ヲ明記スルコトヲ要ス

第十二 學術獎勵金

皇室御下賜金

右ハ皇室ヨリ學術ノ研究ヲ獎勵スル爲明治四十三年ヨリ拾箇年間
年々金貳千圓下賜セラレタルモノニシテ賞典資ニ充ツルモノトス
男爵三井八郎右衛門寄附金

右ハ男爵三井八郎右衛門ヨリ學術研究獎勵ノ爲明治四十四年ヨリ
向フ十箇年間毎年金壹千圓ツ、合計金壹萬圓ヲ寄附セシモノニシ
テ第二部ニ屬スル賞典資ニ充ツルモノトス
男爵岩崎久彌寄附金

右ハ男爵岩崎久彌ヨリ學術研究獎勵ノ爲明治四十四年ヨリ向フ十
箇年間毎年金壹千圓ツ、合計金壹萬圓ヲ寄附セルモノニシテ賞典
資ニ充ツルモノトス

工學博士藥學博士高峰讓吉寄附金

右ハ工學博士藥學博士高峰讓吉ヨリ學術研究獎勵ノ爲金五千圓ヲ
寄附セルモノニシテ其使用方法ハ本院ニ一任セルモノトス
男爵住友吉左衛門寄附金

右ハ男爵住友吉左衛門ヨリ學術研究獎勵ノ爲大正元年ヨリ向フ十
箇年間毎年金壹千圓ツ、合計金壹萬圓ヲ寄附セルモノニシテ學術
研究獎勵ノ費途ニ充ツルモノトス

第十三 役員

明治四十二年七月一日
院長 醫學博士男爵 菊池大麓
大正二年七月十一日
幹事 醫學博士 櫻井錠二
明治三十九年七月十二日
第一部々長 法學博士 穗積陳重
同四十二年七月一日
第二部々長 工學博士 古市公威

第十四會 員

明治三十九年六月十二日
第一部 文學博士男爵 加藤弘之
同 第一部 法學博士 杉亨二
同 第一部 文學博士男爵 細川潤次郎
同 第一部 文學博士 三島毅
同 第二部 田中芳男

同 第二部 醫學博士 三宅秀
同 第二部 醫學博士男爵 菊池大麓
同 第一部 文學博士 井上哲次郎
同 第二部 醫學博士 大澤謙二
同 第一部 法學博士 穗積陳重
同 第二部 醫學博士 緒方正規
同 第二部 理學博士 櫻井錠二
同 第一部 法學博士 宮崎道三郎
同 第二部 理學博士 小藤文次郎
同 第一部 文學博士 坪井九馬三
同 第二部 醫學博士 小金井良精
同 第二部 理學博士 寺尾壽

明治三十九年九月十四日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第一部	第一部	第一部	第一部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第一部	第一部	第二部	第一部
文學博士 星野 恒	藥學博士 長井 長義	文學博士 南條 文雄	法學博士 子爵田尻 稻次郎	工學博士 古市 公威	理學博士 久原 躬弦	理學博士 田中 館愛橘	醫學博士 北里 柴三郎	醫學博士 三浦 守治	文學博士 中島 力造	法學博士 富井 政章	法學博士 土方 寧				

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第一部	第一部	第一部	第一部	第一部	第一部	第一部	第一部	第一部
醫學博士 青山 胤通	理學博士 飯島 魁	理學博士 藤澤 利喜太郎	醫學博士 三浦 謹之助	理學博士 岡半 太郎	法學博士 岡野 敬次郎	理學博士 大森 房吉	法學博士 一木 喜徳郎	文學博士 子爵末松 謙澄	法學博士 松崎 藏之助	法學博士 高橋 作衛	文學博士 上田 萬年				

同年十月二十四日
同 四十年四月九日
同 四十年六月廿八日
同 四十一年二月四日
同 四十一年三月三十一日

明治四十一年五月廿六日	第二部	理學博士	松村任三
同	第一部	法學博士	岡松參太郎
同 四十一年八月四日	第二部	醫學博士	隈川宗雄
同	第一部	文學博士	三上參次
同 四十一年十一月廿八日	第二部	理學博士	中村精男
同	第一部	法學博士	金井延
同 四十二年四月廿二日	第二部	工學博士	井口在屋
同 四十二年六月廿二日	第二部	醫學博士	佐藤三吉
同 四十二年十一月三十日	第二部	理學博士	平山信
同 四十四年一月十一日	第一部	法學博士	美濃部達吉
同 四十四年三月廿八日	第一部	文學博士	大槻文彦
同 四十四年四月廿八日	第二部	理學博士	石川千代松

同 四十五年二月廿七日	第一部	文學博士	高楠順次郎
大正二年五月廿九日	第一部	法學博士	山崎覺次郎
同 二年六月廿六日	第二部	工學博士	高峰讓吉

第十五 事業擔當會員及囑託員

和算史調査

明治三十九年七月十二日	擔當會員	理學博士	男爵 菊池大麓
同 三十九年八月十日	囑託		遠藤利貞
同 四十一年十二月十五日	同		三上義夫

伊能忠敬測地事蹟調査

明治四十一年七月十二日	擔當會員	理學博士	長岡半太郎
-------------	------	------	-------

明治四十一年八月一日

囑託

理學士大谷亮吉

燃藜室記述調査

明治四十二年一月十二日

擔當會員

文學博士坪井九馬三

同 四十二年一月廿三日

囑託

文學士今西龍

羅馬法ニ關スル書籍翻譯出版

明治四十二年一月十二日

擔當會員

法學博士宮崎道三郎

同

同

文學博士子爵末松謙澄

同 四十二年七月二日

囑託

法學博士春木一郎

帝國學士院記事及別冊ノ出版委員

大正二年七月十二日

委員長

理學博士櫻井錠二

明治四十四年六月十二日

委員

文學博士中島力造

同

同

醫學博士三浦謹之助

同 同

同 同

理學博士長岡半太郎
法學博士高橋作衛

第十六 學術研究費補助員

明治四十一年

微生物學ニ關スル研究

(機械貸付) 醫學博士緒方正規

イオンノ熱化學ニ關スル研究

同 () 理學博士櫻井錠二

火山岩研究

() 理學博士小藤文次郎

ゼーマン效果ノ研究

() 理學博士長岡半太郎

自明治四十二年度至同四十四年度

哲學字彙編纂

(研究費補助) 文學博士井上哲次郎

大正二年度

類聚古集ノ復寫

() 文學博士上田萬年

支那哲學研究材料

() 文學博士星野恒

第十七 帝國學士院前役員

院長

自明治三十九年八月
至同 四十二年六月

文學博士 男爵

加藤 弘之

幹事

自明治三十九年八月
至同 四十二年六月

文學博士

重野 安釋

自明治四十二年七月
至大正二年七月

法學博士

宮崎 道三郎

第二部々長

自明治三十九年八月
至同 四十二年六月

理學博士 男爵

菊池 大麓

第十八 帝國學士院前會員及前客員

一、前會員

自明治卅九年六月十二日 至同 四十一年八月十四日	×子爵	福羽 美靜
自明治卅九年六月十二日 至同 卅九年八月三十日	×文學博士	黒川 真頼
自明治卅九年六月十二日 至同 卅九年十月三日	×文學博士	根本 通明
自明治卅九年六月十二日 至同 卅九年十二月廿二日	理學博士	山川 健次郎
自明治三十九年六月十四日 至同 四十二年二月十八日	×醫學博士 子爵	橋本 綱常
自明治三十九年十月廿四日 至同 四十一年三月十一日	×文學博士	佐藤 誠實
自明治三十九年六月十二日 至同 四十二年九月十七日	×理學博士	箕作 佳吉
自明治三十九年九月十四日 至同 四十三年八月廿五日	×法學博士	梅謙 次郎
自明治三十九年六月十二日 至同 四十三年十二月六日	×文學博士	重野 安釋

至同	×男	大鳥圭介
自明治三十九年六月十二日		
至同	×工學博士	下瀬雅允
自明治四十一年二月廿六日		
至同	×法學博士	穗積八束
自明治三十九年九月十四日		
至大正元年十月五日	×文學博士	元良勇次郎
自明治卅九年九月十四日		
至大正二年二月十三日	×文學博士	本居豐穎
自明治三十九年九月十四日		
至大正二年二月十五日	×文學博士	木村正辭
自明治三十九年六月十二日		
至大正二年四月十四日	×理學博士	坪井正五郎
自明治三十九年九月十四日		
至大正二年五月廿六日		

二、前客員

自明治卅九年六月十二日 至
 ×ギユスターヴ、ボアソナード、ド、フオンタラビー
 (×印ヲ附スルハ死亡ノ者)



第十九 元東京學士會院役員

會長

自明治十二年	福澤諭吉
至同	
自明治十三年	西周
至同	
自明治十五年	加藤弘之
至同	
自明治十九年	文學博士 加藤弘之
至同	
自明治二十九年	文學博士 加藤弘之
至同	
自明治三十年	文學博士 加藤弘之
至同	
自明治十四年	西周
至同	
自明治十五年	西周
至同	
自明治十八年	神田孝平
至同	

副會長

幹事

自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月	自明治十八年六月 至同十九年六月
文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵	文學博士男爵
加藤弘之	神田孝平	箕作秋坪	大鳥圭介	細川潤次郎	重野安繹	杉亨二	外山正一	菊池大麓	田中芳男			

第二十 元東京學士會院會員及客員

一、會員

自明治十二年一月十五日 至同三十年二月一日	自明治十二年一月十五日 至同十九年六月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日	自明治十二年一月十五日 至同二十五年十二月十五日
△×男爵	△文學博士男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵	△×男爵
西周	加藤弘之	神田孝平	津田真道	中村正直	福澤諭吉	箕作秋坪	杉田玄端			

自明治十二年三月二十九日	×		內田五觀
至同 十五年三月二十九日			
自明治十二年三月十五日	×		栗本鋤雲
至同 三十年三月六日			
自明治十二年二月十五日	×	× 理學博士男爵	市川兼恭
至同 三十二年八月二十六日			
自明治十二年二月十五日			伊藤圭介
至同 三十四年一月二十四日			
自明治十二年三月一日		× 文學博士	西村茂樹
至同 三十五年八月十八日			
自明治十二年四月二十八日		× 文學博士	杉亨二
至同 三十九年六月十二日			
自明治十二年五月十五日		男爵	細川潤次郎
至同 三十九年六月十二日			
自明治十二年五月十五日	×		小幡篤次郎
至同 十四年二月十五日			
自明治十二年五月十五日		× 文學博士	重野安釋
至同 三十九年六月十二日			
自明治十二年五月十五日		× 文學博士	川田剛
至同 二十九年二月一日			
自明治十二年五月二十八日	×	× 子爵	福羽美靜
至同 三十九年六月十二日			
自明治十二年六月十五日	×		坂谷素
至同 十四年一月十五日			

自明治十二年六月十五日	×	× 子爵	森有禮
至同 二十二年二月十二日			
自明治十三年三月十五日		× 法學博士男爵	箕作麟祥
至同 三十年十二月一日			
自明治十四年五月十五日	×		鷲津宜光
至同 十五年十月五日			
自明治十四年六月十一日	×	× 男爵	大鳥圭介
至同 三十九年六月十二日			
自明治十四年十一月七日		× 文學博士	黒川眞頼
至同 三十九年六月十二日			
自明治十五年六月六日		× 文學博士	小中村清矩
至同 二十八年十月十一日			
自明治十五年十一月七日	×		村上英俊
至同 二十三年一月十日			
自明治十八年九月十六日	○	○ × 伯爵	寺島宗則
至同 二十六年六月七日			
自明治十八年九月十六日	○	○ × 子爵	谷干城
至同 三十九年五月二十三日			
自明治十八年十一月十五日	×		原坦山
至同 二十五年七月二十七日			
自明治十八年十一月十五日		文學博士	三島毅
至同 三十九年六月十二日			
自明治十八年十二月十五日			田中芳男
至同 三十九年六月十二日			

自明治十八年十二月十五日 問同 卅九年六月十二日	醫學博士	三宅秀
自明治二十年三月十三日 至同 三十三年三月八日	×文學博士	外山正一
自明治二十二年四月十四日 至同 三十九年六月十二日	理學博士男爵	菊池大麓
自明治二十二年十月十三日 至同 二十八年二月十八日	×	陶松麿谷
自明治二十三年六月八日 至同 三十五年六月十二日	×文學博士	木村正辭
自明治二十五年一月十七日 至同 三十一年八月二十七日	×文學博士	島田重禮
自明治二十八年五月一日 至同 三十九年六月十二日	文學博士	井上哲次郎
自明治二十九年一月十二日 至同 三十九年六月十二日	醫學博士	大澤謙二
自明治二十九年五月十二日 至同 三十九年六月十二日	法學博士	穗積陳重
自明治三十年五月九日 至同 三十九年六月十二日	×理學博士	箕作佳吉
自明治三十一年二月十三日 至同 三十九年六月十二日	醫學博士	緒方正規
自明治三十一年四月十七日 至同 三十九年六月十二日	理學博士	櫻井錠二

自明治三十一年十二月十一日 至同 三十九年六月十二日	法學博士	宮崎道三郎
自明治三十二年二月十二日 至同 三十九年六月十二日	理學博士	小藤文次郎
自明治三十三年一月十四日 至同 三十九年六月十二日	×文學博士	根本通明
自明治三十三年六月三十日 至同 三十九年六月十二日	文學博士	坪井九馬三
自明治三十四年五月六日 至同 三十九年六月十二日	理學博士	山川健次郎
自明治三十五年十二月十四日 至同 三十九年六月十二日	醫學博士	小金井良精
自明治三十六年十二月十三日 至同 三十九年六月十二日	理學博士	寺尾壽

二、客員

×ギユスターヴ、ボアソナード、ド、フォンタラビー

(△印ハ文部大輔ヨリ會員報帖ヲ交付セラレシ者○印ハ勅選ニ係ル者其他ハ會長ヨリ會員報帖ヲ交付セラレシ者×印ハ死亡ノ者)

第二十一 論文

提出年月日	題 目	提 出 者
明治四年四月三日	本邦一部ノ重力ト地質構造ニ付	長岡半太郎
同年七月十二日	吾カ國體ト基督教	加藤 弘之
同年十月十二日	注意ノ練習ニ就テ	元良勇次郎
同 年十二月十二日	鼠毒症病原ニ就テ	緒方 正規
同四十二年三月三日	ゼーマン效果ノ研究第一回報告	長岡半太郎
同 年十月十二日	ゼーマン效果ノ研究ニ關スル第二回報告	長岡半太郎
同 年十二月十二日	地震ノ度数ト等壓線ノ勾配トノ關係ニ就テ	寺田 寅彦

六〇

同 年十二月十二日	日本薔薇科植物篇ニ就テ	小泉 源一
同四年一月三日	注意練習實驗ノ報告第二回	元良勇次郎
同 年五月十二日	地磁氣ノ細微變動ニ就テ	田中館愛橘
同 年六月十二日	水銀「スペクトル」線ノ複雑ナル構造ニ就キ	長岡半太郎
同 年同月同日	「メッシナ」大地震ノ概況	大森 房吉
同 年七月十二日	伊能忠敬遺物ニ就テ	長岡半太郎
同四年三月三日	恙蟲病々原ニ就テ	緒方 正規
同四年一月三日	熱化學的研究第一報告等温測熱法	
同 年六月十二日	神經ノ電氣刺戟ニ關スルネルンスト	廣 部 一

六一

同年七月十二日	ノ論理ニ就テ 胎兒ニ關スル研究	三浦 謙之助
同四年一月十二日	由井正雪事件ト徳川幕府ノ養子制度 (第一部論文集第一號ニ掲載)	三浦 守治
同年二月十二日	「スペクトル」線ノ光ノ強弱ヲ測定スル 方法ニ就キ (長岡半太郎紹介)	穂積 陳重
同年四月十二日	交叉「スペクトル」ニ依リ陪線ノ眞偽ヲ 判別スル方法 (長岡半太郎紹介)	長岡半太郎 高嶺 俊夫
同年六月十二日	和算史ノ一節	高嶺 俊夫
同年七月五日	恙蟲病々原絲狀菌ニ就テ	緒方 大麓
同年同月同日	「エシエロン」分光鏡ト「ルムメル」板ト比 較ノ研究	緒方 正規 長岡半太郎

大正元年十二月五日	間重新ノ橢圓起原ニ就テ(紀事第壹卷 第貳掲載)	菊池 大麓
同二年一月十二日	腸胃ノ運動	三浦 守治
同年同月同日	鼠咬症ノ病原并ニ其治療ニ就テ	緒方 正規
同年三月十二日	恙蟲病原ノ絲狀菌并ニ其豫防ニ就テ	緒方 正規
同年四月十二日	噴火性「微動」ニ就テ	大森 房吉
同年五月十二日	「エッス」線結晶體通過ニ就キ (長岡半太郎紹介)	寺田 寅彦
同年六月十二日	鐵磁性物體ノ高溫度ニ於ケル發熱現 象ト其磁性變化 (長岡半太郎紹介)	本多光太郎
同年同月同日	諸種干涉計ノ交叉ニ依テ生ズル「スベ クトル」ト其利用ニ就キ	

(長岡半太郎紹介) 長岡半太郎 高嶺俊夫

第二十二 出版

- 假名遣沿革史料 明治四十二年三月發行 全壹冊
- 帝國學士院紀事(英文) 明治四十五年三月發行 第一卷第壹
- 帝國學士院紀事(英文) 大正二年三月發行 第一卷第貳
- 菊池大麓論文 間重新ノ解圓起原ニ就テ
- 帝國學士院第一部論文集(邦文) 大正二年六月發行 第一號
- 穗積陳重著 由井正雪事件ト徳川幕府ノ養子法

第二十三 受賞者

- 明治四十四年七月五日
- 恩賜賞 第一號 (地軸變動ノ研究特ニ) 理學博士 木村 榮

- 明治四十五年五月十二日
- 恩賜賞 第二號 (法學博士文學博士有賀長雄著佛文日清戰役國際法論及佛文日露陸戰國際法論ニ對シ) 文法學博士 有賀長雄

- 同 第三號 (富士川游著日本醫學史ニ對シ) 富士川 游
- 同 第四號 (公孫樹ノ精虫ノ發見ニ對シ) 平瀬作五郎
- 同 第五號 (蘇鐵ノ精虫ノ發見ニ對シ) 池野成一郎
- 帝國學士院賞 第一號 (アドレナリンノ發見ニ對シ) 藥工學博士 高峰讓吉

- 大正二年七月五日
- 恩賜賞 第六號 (村岡良弼著續日本後紀纂話ニ對シ) 醫學博士 村岡良弼
- 同 第七號 (腦神經起首ノ研究ニ對シ) 醫學博士 上坂熊勝
- 帝國學士院賞 第二號 (外部寄生性吸蟲類ノ研究ニ對シ) 理學博士 五島清太郎
- 同 第三號 (軍艦ノ設計ニ對シ) 理學博士 近藤基樹

第二十四 明治四十四年七月五日恩賜賞授

與式ニ於ケル菊池院長ノ演述

閣下并諸君

本日本院に於て初めて此授賞式を舉行するに際し御臨場を辱ふしたるは一同に代りて深く謝する所であります。是より一言學士院の性質及今日此授賞を行ふに至つたる經過を申述たいと存じ清聴を煩はします。帝國學士院は帝國學士院規則第二條にある通り「學術の發達ヲ圖リ教化ヲ裨補スルヲ以テ目的トス」るのであります。學術の發達即ち創始的學術研究を獎勵する爲めに設立せられたるのであります。抑々一國の文明國民の品位は獨り陸海軍の強大、産業の隆盛又は富の程度等物質的のものにのみ依るものでありませぬ。教育の發達、學藝の進歩に

多大の關係のあることは申すまでもないことであります。而して學士院は唯今申した通り、此學術の發達を圖るものでありますからして、文明國に於ては何れも學士院の設立のない所はありませぬ。而して學士院の盛なる所は、即ち又其國の文明の盛なる所、其國の品位の高い所でもあります。文明國には何處にも必ず學士院はありますが、其制度に於ては多少異なる所があります。けれども其學術の發達獎勵の爲に貢獻すると云ふことに於ては皆一つであります。而して獎勵の方法は種々あります。其主なるものが四つあります。

第一は學士院の會員になると、國家及社會より名譽なる禮遇を受ける。故に學士院會員になることは、學者の常に名譽として希望する所である。故に是即ち學術の研究獎勵になる一つの理由であります。

第二には學士院に於ては學術研究の補助を致します。或は學士院の方

六八
より指定して、斯くくの研究が必要である、之の爲めに若干の金を支出して、此研究を然るべき人に託する、或は又學者の方よりして斯くの方法を以て此れくの研究を自分がしたいと思ふ、就ては是々の費用が要るのであるが、其出處がないからどうぞ助けて貰いたいと云ふやうなことで、或は器械、或は材料、或は助手等の爲めに費用を出して研究を補助することをして居ります。

第三には學者のした所の研究を世間に知らせると云ふことが重要なことでもあります。自分のした研究を成るべく早く確かなる道を以て世に發表することが、即ち其研究に就いて自分が發明者たるの名譽を荷ふ適當の道であります。夫故に各國の學士院に於ては、集會毎に會員自身の研究は勿論、會員の紹介に依りて會員外の學者の研究の結果が提出されます。さうして之を學士院の記事又は論文集等に載せて世界に

發表します。尙ほ高尚なる學術上の著作にして到底民間出版者なきものを出版する等の事も此の部に屬します。要するに學者が自分の研究を發表する機關のあることは最も大切なることでありまして、確に學術研究獎勵の最重要なる一方法であります。

第四には授賞の方法であります。即ち過去何年間かの間に現はれた所の著書に對し、或は研究に對し、之に賞を授けると云ふことであります。或は出版前に學士院に提出して學士院より之に賞を授けるものもあります。

以上は學術研究を獎勵する最も良き道であります。歐米の學士院に於ては、第二第三第四の事業を盛に行つて居ります。勿論是等の爲めに要する費用は少からぬことでありますけれども、それ等は或は國庫よりの補助に依り、或は個人の寄附等に依つて實に盛なることを致して居

ります。不幸にして我が學士院に於ては、經費の不充分なる爲めに、随分會員中には有益なる學術研究の考がありますけれども、之に其研究を遂行するだけの補助を與へる途もありません。又記事等を印刷することも本年までは出来ませぬでしたから、随つて第三の研究を公にするの途を開くこともありません。随つて本院に提出せらるゝ所の論文等の數も至つて少ないことでありました。本年よりは記事を印刷する筈にはなつて居りますが、是とても多くの論文が出て來る場合に於ては、十分にそれを皆印刷に附することは出来ないやうな憫れなる次第であります。第四の授賞に就ても本院に於ては何も今日まではしなかつたのでありますが、學士院に於て是等のことに就て會員が苦心して居ることが何時しか天聽に達しまして、昨年 of 本月本日有難い御沙汰書を戴きました。即ち學術の研究の獎勵の爲めに十年間、年々賞典

資として二千圓宛御下賜相成ることになりましたので、初めて第四の授賞に着手することが出来ました。會員一同感泣に堪へか次第であります。而して此授賞の有難い思召めしに對しては、十分に御趣意の貫徹するやうにしなければなりません。先づ授賞規則を制定致しまして、凡そ次の通りに極めました。授賞に就ては二通りの途を探ることにしました。一つは會員の推薦、一つは論文の募集である。會員の推薦とは如何なる研究と云ふことに限らず、會員中に於て授賞に價するを考へた所のものを一定の時期に於て之を推薦することでありませぬ。今一つは何々論題を定めてさうして其答案を募集すること、此二つの方法であります。さうして何れにしても其擬賞の審議に就ては最も鄭重なる手續を履むことに致しました。而して凡そ次の事項を定めました。賞は會員以外の者に限り授くるこ

と、隨て會員の研究に對しては與へぬこと、賞は年々各部に各々一個授くること、尤も特別の場合には之を二つに分けて與へることも出来ること云ふことに致しました。而して若し其當時に於て適當なる受賞候補者を發見せざる場合に於ては、之を次の年に繰延はし、尙ほ適當なるもの無き時は適當なるものを發見するまで何時までも其儘にして置くこと、賞は賞牌に賞金を添へて授けること。

斯の如く定めまして、本年三月の例會に於て、各部に於て推薦するべきものがあるならば推薦するやうにと云ふことになりました。第一部に於ては今回推薦がありませぬでしたか、第二部に於ては即ち今日授賞をせんとする所の木村博士が推薦になりました。それより審査委員を選定して、十分に審査を遂げ、審査委員會、部會及總會に於て、孰れも全會一致の決議を経て、今日愈々授賞をすることになりました。木村博士の

名譽は申すまでもなきことではありますが、斯かる適當なる授賞の目的物のあつたことは、吾學術界の名譽として宜しからうと考へます。尙ほ其事業の概略に就ては、是より會員長岡博士の説明がありますから、それに譲ります。それで斯の如く學術上の研究を表彰することは、獎勵の方法として最も有力なるものゝ一と考へます。而して之に依りて本院の性質も益す廣く世間に知れることになり、本院の目的を遂行する上に於て多大の便益を得るであらうと考へます。是れは獨り本院の爲と云ふ譯ではありません。國家の爲に最慶賀す可き次第と考へます。而して今日此式典を擧げるを得たのは、實に難有恩命の結果であります。會員一同感謝措く能はざる所であります。

大正二年十一月十八日印刷
同 十一月二十日發行

帝國學士院

東京市上野公園內

印刷者

瀨 味 健 二

東京市京橋區柳町四番地

印刷所

瀨 味 印刷所

東京市京橋區柳町四番地

97
392



97
392

終

